

令和6年度介護保険制度が改正されました

令和6年度の4月から、サービスを利用したときの費用や介護保険料などが変更されました。主な変更点をご紹介します。



介護保険制度改正のポイント

令和6年度

介護保険サービスの費用に関する主な変更点

- 施設サービスを利用したときにかかる「居住費」の基準費用額の変更。(令和6年8月から)
- 特定入所者介護サービス費の自己負担限度額の変更。(令和6年8月から)

介護保険サービスに関する主な変更点

- 一部の福祉用具について、貸与と購入を選択できるように。(令和6年4月から)

【基本的に3年ごとに見直される変更点(令和6年4月から)】

- 介護保険サービスを利用したときにかかる費用(報酬単価)の変更。(訪問看護など、一部のサービスについては令和6年6月から)
- 市区町村ごとの介護保険料の変更。(市区町村ごとの介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに所得に応じた負担をします。)

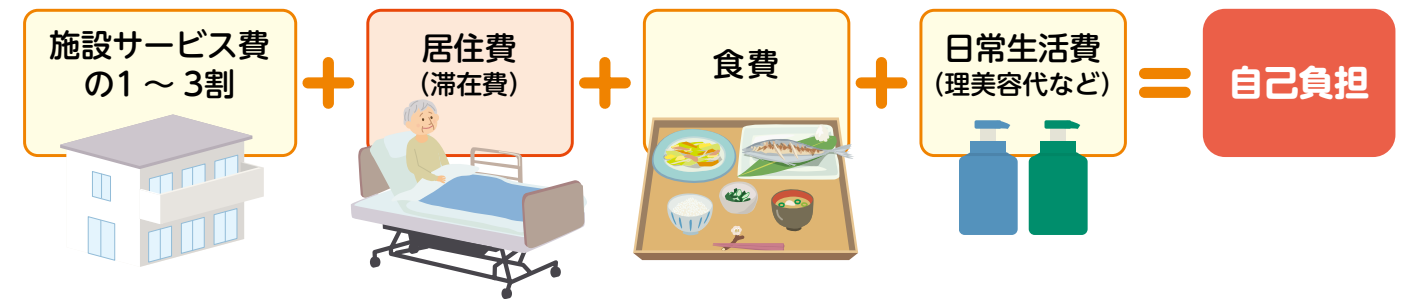
施設サービスを利用したときにかかる「居住費」の基準費用額の変更

令和6年
8月から

変更ポイント

介護保険施設を利用したときに支払う「居住費」の基準費用額が変更になります。

介護保険施設を利用したときは、施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



施設の平均的な費用をもとに、「基準費用額」が定められています。
在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、施設サービスを利用したときにかかる「居住費」の「基準費用額」が、1日あたり60円引き上げられます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	居住費（滞在費）				食費	
		従来型個室		多床室			
		特養※ 1	特養 以外※ 2	特養	特養 以外※ 2		
令和6年 7月まで	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円	1,445円

令和6年 8月から	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	1,445円
--------------	--------	--------	--------	--------	------	------	--------

※1 「特養」は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護です。

※2 「特養以外」は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護です。

令和7年
8月から
697円

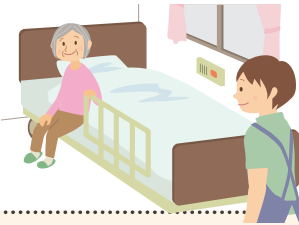
介護保険制度改正について

特定入所者介護サービス費の自己負担限度額の変更

令和6年8月から

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。



●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

■対象となる施設・サービス

- 介護老人福祉施設（地域密着型も含む）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 短期入所生活介護（介護予防も含む）
- 短期入所療養介護（介護予防も含む）

変更ポイント

居住費の自己負担限度額が変更になります。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費（滞在費）				食費施設
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円(420円)	370円	390円[600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円[1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円[1,300円]

令和6年7月まで

令和6年8月から

1	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円[600円]
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円[600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円[1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円[1,300円]

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。
※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

一部の福祉用具について、貸与と購入を選択できます

令和6年4月から

変更ポイント

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助つえ（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できるようになりました。

福祉用具を利用するためのサービスとは

自立した生活を送るために必要なさまざまな福祉用具を、要介護度に応じて借りたり購入したりすることができます。

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

次の品目が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
✕ = 原則として利用できない。
▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり（工事をともなわないもの） ・歩行器	○	○	○
・スロープ（工事をともなわないもの） ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	✕	○	○
・車いす付属品（クッション、電動補助装置等） ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・認知症老人徘徊感知機器		○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

福祉用具を買う

申請が必要です

特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
・簡易浴槽
・移動用リフトのつり具の部分
・自動排せつ処理装置の交換部品
・排せつ予測支援機器
- ・固定用スロープ
・歩行器（歩行車を除く）
・歩行補助つえ（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。（毎年4月1日から1年間）

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。